

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

・地域の人口構造

本町は平成18年3月1日に旧百石町、旧下田町が合併して誕生した町で、合併後の平成22年国勢調査では人口総数24,211人、平成27年国勢調査では24,222人となっている。平成27年国勢調査の結果から、当町と隣接する六戸町が、青森県内で人口が増えた自治体として報道されている。しかしその内訳について、平成22年と平成27年の国勢調査を比較すると年少人口、生産年齢人口は共に減少し、高齢者人口のみが増加している現状(表1)となっている。国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」では2040年には総数21,239人、高齢化率は36.5%になると予想されている。人口が増えている町として周囲に知られてはいるものの、実状は他の地方公共団体とその構造に大差は無く、超高齢化社会に伴う諸課題は同様に迫っている。

表1)おいらせ町の人口(単位:人)

区分	平成22年	平成27年	比較
総数	24,211	24,222	11
15歳未満	3,811	3,438	-373
15~64歳	15,307	14,755	-552
65歳以上	5,055	5,984	929

※年齢不詳者があるため総数と内訳の合計は一致しない。
出所:国勢調査により作成

・産業構造及び中小企業者の実態等

表2)従業者割合

産業分類	割合(%)
卸売業、小売業	26.1
製造業	16.4
医療、福祉	13.1
建設業	12.1
宿泊業、飲食サービス業	7.7
運輸業、郵便業	6.1
農林漁業	5.0
生活関連サービス業、娯楽業	4.5
サービス業(他に分類されないもの)	4.0
その他	5.0

出所:経済産業省「経済センサス活動調査」再編加工

卸売、小売業、製造業、医療、福祉、建設業、宿泊業、飲食サービス業の順に従業者が多い産業構造となっている(表2)。

2010年から2013年の地域経済循環図を比較すると一人当たりの生産額について、1次及び3次産業は増額しているが、2次産業は減額となっている。(表3)

さらに地域経済循環分析(環境省)から見ると労働生産性が全国より高いのはパルプ・紙、化学の2区分のみであり、他の2次産業については全国を下回っている。

従業者割合の多い産業区分の生産額が減額していることは特に深刻であるが、「地域の人口構造」で述べたとおり、生産年齢人口が減少していることから、特定の区分・業種にかかわらず、全体的に厳しい状況にある。このままでは、町内の中小企業は人手・後継者が減少・不足し、複数の業種が消滅する恐れがある。

表3)一人当たり生産額(単位:百万円)

産業区分	2010年	2013年
一次産業	369	405
二次産業	508	399
三次産業	769	778

出所:RESAS地域経済循環図

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、おいらせ町経済の維持・成長を目指す。については、これを実現するための目標として計画期間中、3件程度の先端設備等導入計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営協会に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

おいらせ町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種がおいらせ町の経済、雇用を支えている。そのため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

おいらせ町の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

おいらせ町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種がおいらせ町経済、雇用を支えている。そのため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。そこで、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意を得た日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

事業者において、3年間、4年間又は5年間のいずれかを選択するものとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

次に掲げる事項については先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。

①人員削減を目的とした取組。

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容等、公的な支援対象として社会通念上、不適切であると判断される事業。

③公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるもの。

④市区町村税を滞納している者が行う取組。

（備考）

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。